

飼養衛生ガイドブック

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊編

管理基準



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

令和3年11月
公益社団法人 中央畜産会

はじめに

平成30年9月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、農林水産省は我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、令和2年に家畜伝染病予防法を改正しました。

これに伴い、家畜伝染病予防法第12条の3に規定している、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準である飼養衛生管理基準も全畜種について改正しました。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、取組の目的ごとに次のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類し、より具体的な内容を示しています。

飼養衛生管理基準分類リスト

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止



Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等を規定し、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な衛生管理の取組等を定めています。

この度、公益社団法人中央畜産会では、公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受け、令和3年度飼養衛生管理基準普及啓発推進対策事業により令和3年10月に施行された牛等の飼養衛生管理基準を説明したガイドブックを作成しました。作成に当たっては、搾乳を始めとして多くの管理作業があり、更に毎日の集乳などにより人や車両の出入りが多い酪農を例に、わかりやすく、現場に即したものとなるよう、資料作成委員会を設置し、意見を聴くとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課の指導の下、全国農業協同組合連合会、千葉県農業共済組合の専門家からもご意見を頂戴しました。

本ガイドブックが、生産者の皆様における飼養衛生管理基準の意義に対する理解の向上と自主的な家畜伝染病の発生・侵入防止体制の構築の一助となれば幸いです。

目次

※ の番号は飼養衛生管理基準の各項目番号となります。

I 家畜防疫に関する基本的事項

プロローグ

人に関する事項

1 7

03

飼養環境に関する事項

8 11

05

家畜に関する事項

12

10

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

人に関する事項

13 16

11

物品に関する事項

17 20

14

物品・家畜に関する事項

21 22

18

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

人に関する事項

23 24

20

物品に関する事項

25 26

22

野生動物に関する事項

27 29

24

飼養環境に関する事項

30 31

26

家畜に関する事項

32

28

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

人に関する事項

33

29

物品に関する事項

34 35

31

家畜に関する事項

36 38

33

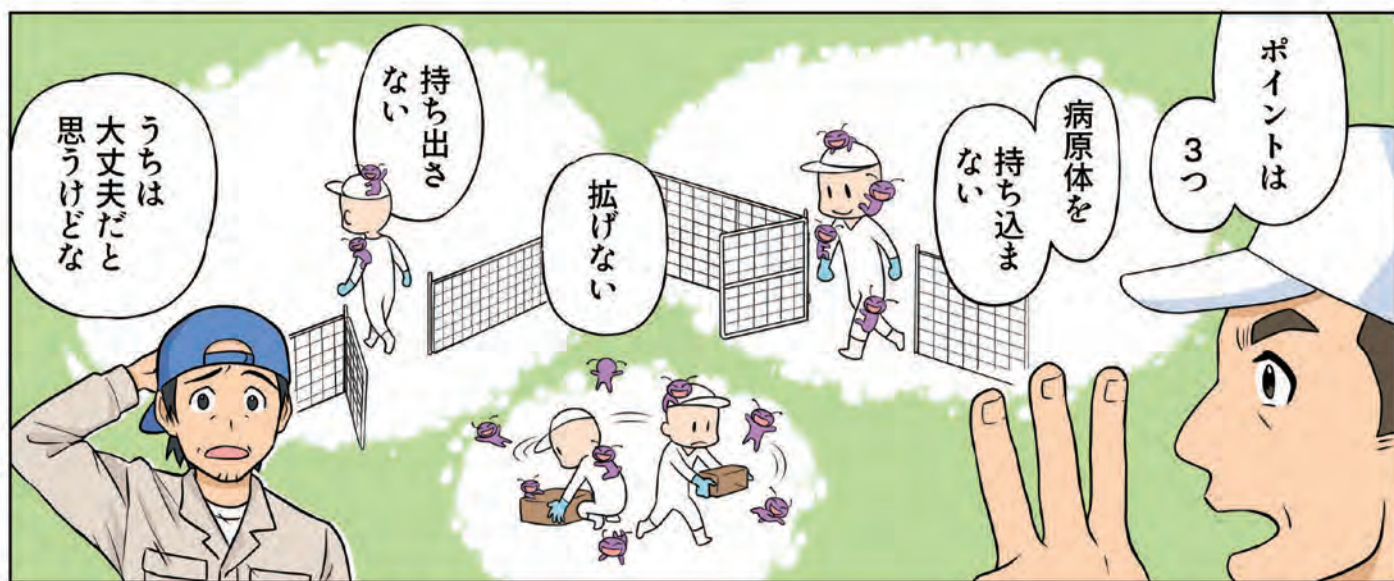
付録

消毒薬について

35

用語集

37



人に関する事項

1

5

7

家畜の所有者の責務・家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知
徹底・記録の作成及び保管・大規模所有者が講ずる措置 獣医師等の健康管理指導・家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

飼養衛生管理基準の見直しでは、

家畜の所有者に対して様々な責務が明記

されたので、最新の情報を確認していかない

とね。これからは農場ごとに担当の獣医師

又は診療施設を定めないといけないから、

一緒に飼養衛生管理基準を勉強していくために、

うちの農場の獣医師のクルミ先生に

聞きましょう。みんなで伝染病の発生リスクに

備えて勉強しましょう。

ぜひやろう！

こんにちは、健やか牧場の担当の

獣医師のクルミです。早速ですが、新しい

飼養衛生管理基準について説明しますね。

難しい言葉の解説は巻末の用語集を見て下さい。

お願いします！



家畜の所有者は

家畜防疫の最前線を

担っていて、

家畜の伝染性疾病の

発生予防とまん延防止に

努める責任があります。

その責任を果たすための

決まりごとが、

飼養衛生管理基準です。

まずは、基本事項として、

以下の内容を**準備・作成**

するように定められて

いるんですよ。

わかりました！
なるほどな！



5

大規模所有者は、
特定症状発見時の通報ルールを
作成し、全従業員に周知徹底すること

通報ルール
その1
その2

大規模所有者は、
畜舎ごとに担当の
飼養衛生管理者を配置すること

6

担当の獣医師又は
診療施設を定めること

7

大臣指定地域が指定された
場合の取組内容を習熟しておくこと

1

家畜の所有者は衛生管理に対する
責務を理解し、飼養衛生管理者は
衛生管理の取組を実施すること

2

農場の平面図を作成すること
家保の検査及び指導を受けること

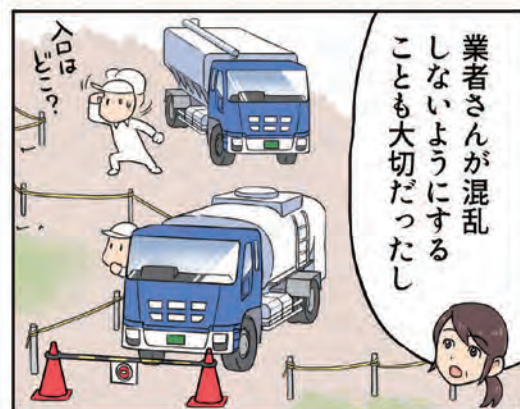
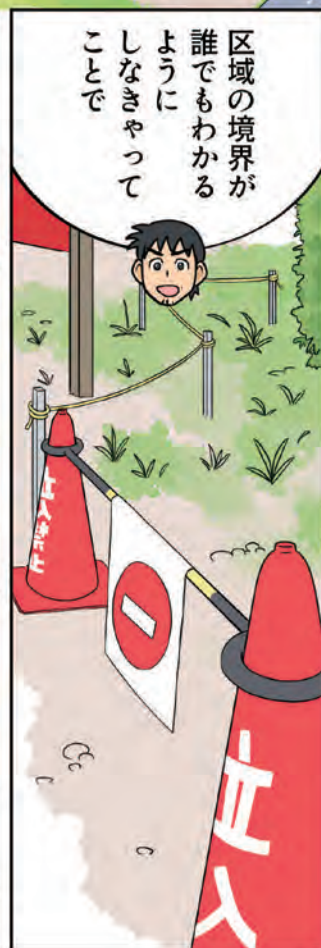
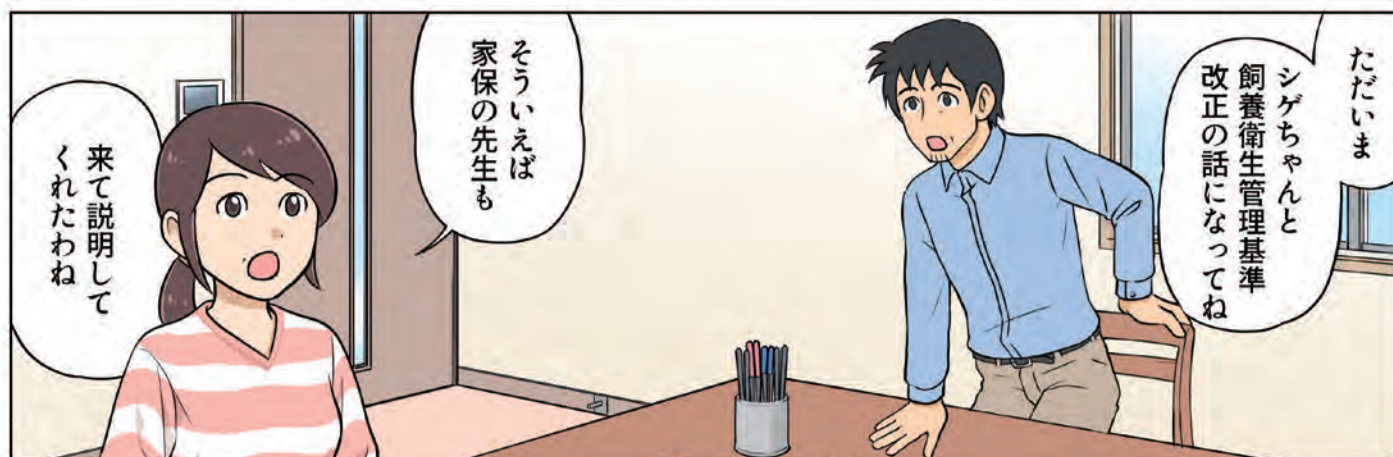
3

飼養衛生管理
マニュアルを作成すること

4

衛生管理記録を作成し、
1年間保管すること





飼養環境に関する事項

8

衛生管理区域の設定

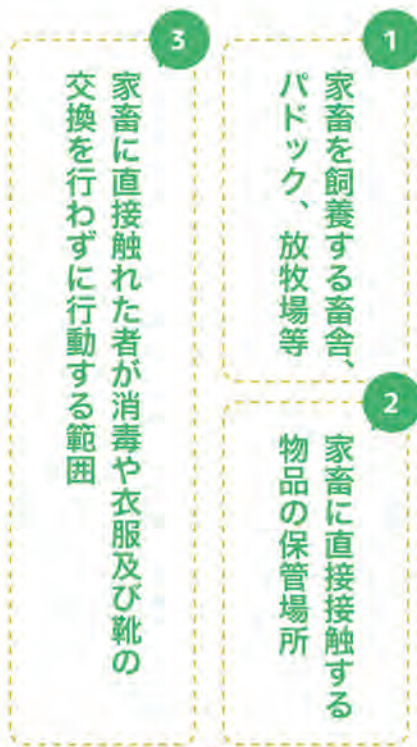
8 衛生管理区域の設定

飼養衛生管理基準では、**衛生管理区域を設定することが定められています。**

衛生管理区域は、部外者の立入制限を行い、出入口での消毒、衣服や靴の交換などの衛生管理を重点的に実施することで、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域を作り、**農場への病原体の侵入リスクを低減するために設定します。**

衛生管理区域の出入口の数は最小限にして、部外者や野生動物を入れないため、衛生管理区域とそれ以外を柵などで明確に区分する必要があります。 出入りするときには**消毒が必要です。** また、衛生管理区域には次の1から3までの施設・設備・敷地が全て網羅されていることが重要です。

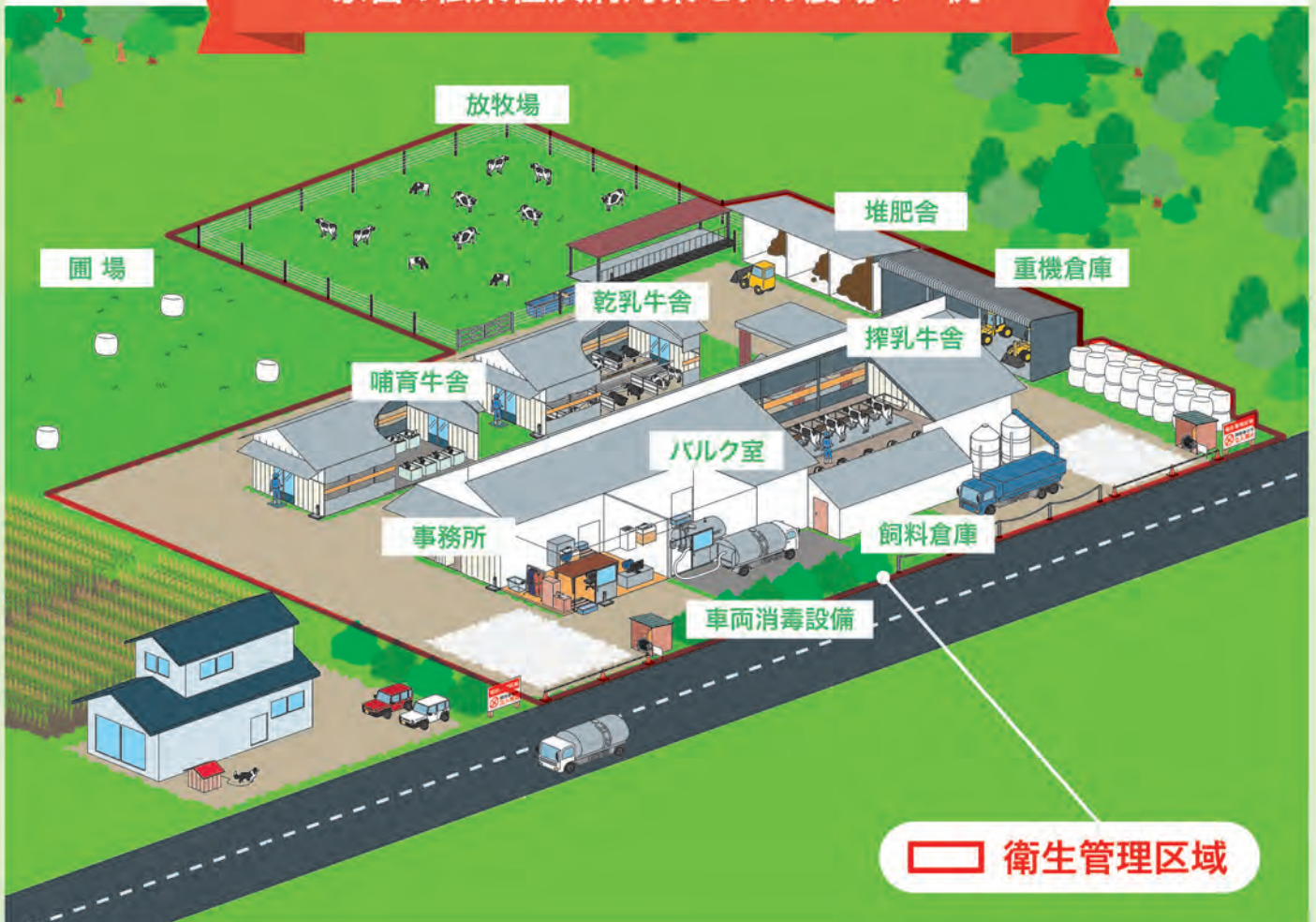
衛生管理区域に網羅されている必要のある施設・設備



なるほど!



家畜の伝染性疾病対策モデル農場の一例

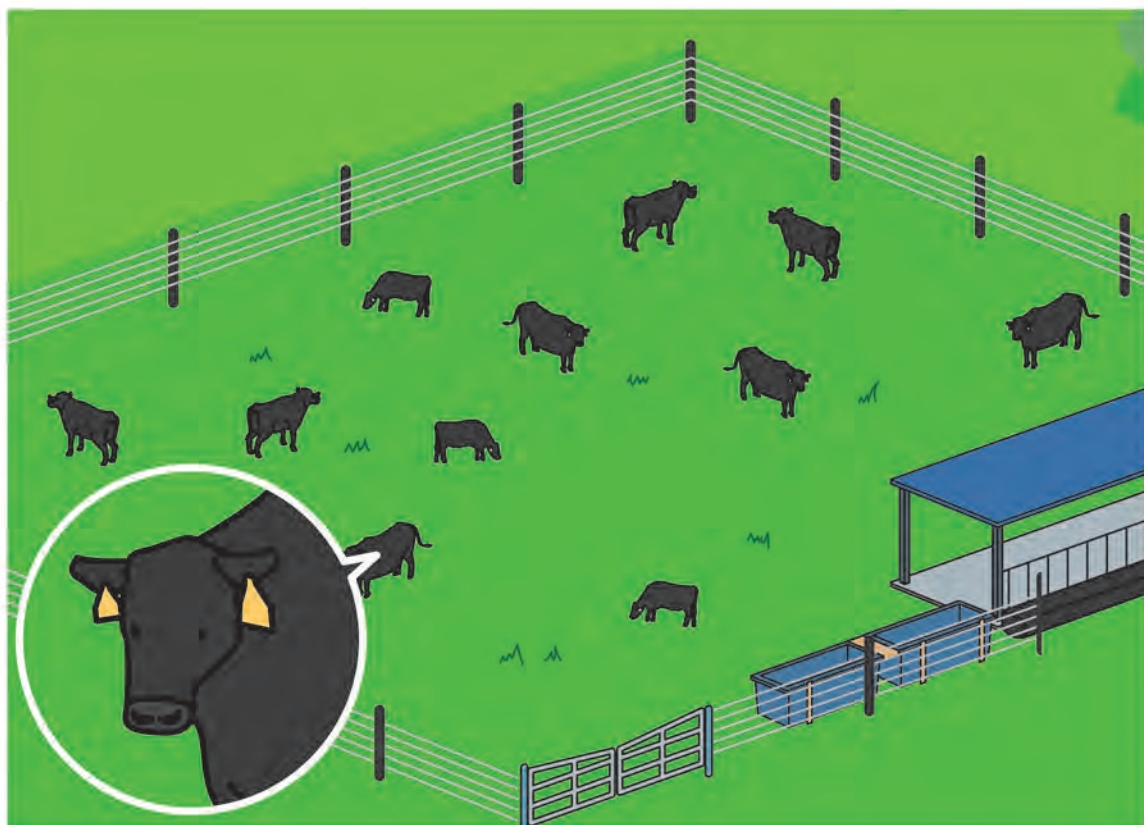


飼養環境に関する事項

9 放牧制限の準備

9

放牧制限の準備



放牧などで野生動物対策といった飼養衛生管理が徹底できない場合があります。もし野生動物が放牧場内に侵入して、家畜との接触の機会が増加したり、そこで排せつされたふん便から病原体が家畜に伝播すると、伝染病の発生リスクが高まってしまいます。伝染病のまん延防止の観点から、放牧等が制限された場合に備えて、放牧していた家畜を収容できる避難用の設備の確保の準備や、出荷又は移動の準備をしておく必要があります。



放牧等が制限された場合の家畜を収容できる避難用の設備ってどんなものを確保するんですか？



必ずしも天井面や側面を覆わなくてもいいですが、家畜の臨床観察や頭数の確認をしやすくするため、放牧場の一部に柵等による囲いを確保し、一定の区画に収容できるようにする必要がありますよ。ただ、大臣指定地域以外に所在する放牧場においては、囲いができる設備を保有していなくても、速やかに入手できる準備ができていれば問題ありません。



飼養環境に関する事項

10 埋却等の準備

伝染病にかかった家畜の死体は、一般的に薬剤による消毒だけでは病原体の散逸を防止することが困難です。

口蹄疫のような伝染病にかかった家畜の死体は、埋却か焼却しなければなりません。埋却地は所有者が確保する必要があります。普段、耕作している土地でも埋却予定地として設定可能です。

どのくらいの広さの土地が必要なんですか？

成牛では、1頭あたり5・4㎡が標準です。

わかりました！

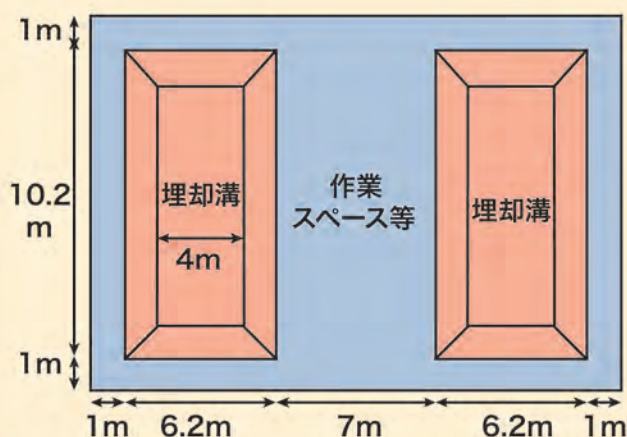


なるほどな？

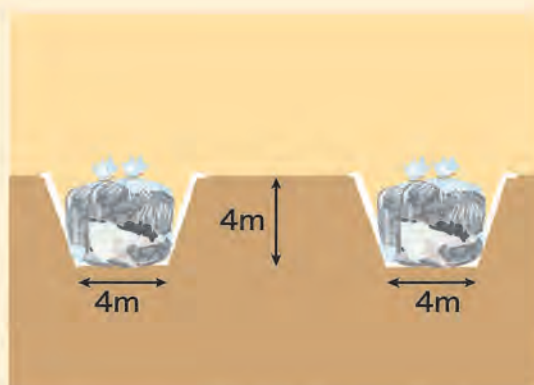


牛の埋却に必要な標準的な面積例

平面図



断面図



埋却可能頭数の計算例（牛）

- ・埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ (周囲1.1mは法面)
- ・成牛1頭当たり必要な埋却溝底面の面積 $1.33\text{m}^2/\text{頭}$
- ・当該埋却溝に埋却可能頭数 $64\text{m}^2 \div 1.33\text{m}^2/\text{頭} \approx 48\text{頭}$
(1頭当たり必要な埋却地 $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 48\text{頭} \approx 5.4\text{m}^2$)

注意!

- ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。
- ② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
- ③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

埋却等の準備

飼養環境に関する事項

11 愛玩動物の飼育禁止

ネズミ対策にネコを飼ったり、番犬としてイヌを飼うのは問題ないですか？



衛生管理区域内での

ペットの飼育は禁止です。

禁止の理由は、家畜と共通の

感染症にかかった又は病原体が

付着したペットが衛生管理区域

内外を出入りすると、病原体を

衛生管理区域内に持ち込んで

拡げたり、逆に持ち出したりする

リスクがあるからです。

番犬はリードにつないで

飼育するなど、衛生管理区域に

入らないようにしましょう。



11 愛玩動物の飼育禁止

愛玩動物と牛の共通感染症例

ネオスポラ症

原因

イヌが媒介する

原虫による伝染病

概要

【感染経路】胎盤を介した母子感染。

集団発生の場合は、イヌやイヌ科の

野生動物のふん便に汚染された

飼料や水の摂取が原因とされる。

【症状】母牛は流産、ミイラ胎児の

娩出及び死産を呈し、母子感染した

子牛は神経症状、成長不良、起立困難等の

症状を呈する場合があるが、

ほとんどは無症状のまま成長し新たな

感染源となる。

【予防】イヌやイヌ科の野生動物の

畜舎への侵入を防止し、ふん便による

飼料等の汚染を避ける。

定期的な抗体検査や抗体陽性牛の

淘汰の実施等が効果的。



ネオスポラ症の出典・詳細 ↑

【出典：農研機構 動物衛生研究部門HPを基に作成】

衛生管理区域外である飼育場所に行き来するために衛生管理区域を通過しないといけない場合は、必要に応じて、肢の洗浄・消毒やケージに入れて通過させる等の対策をしないとだめですよ。



注意

使役犬（牧羊犬等）については、飼育場所を限定する等、機械的伝播を防止する対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育すれば、不遵守になりません。



家畜に関する事項

密飼いの防止

12 密飼いの防止

息子のフトシが後を継ぐって
いつてるんだ。増頭も考えているんだよ。



親孝行ですね。



これで健やか牧場も安泰ですね。
でも、牛舎や牛房に詰め込み過ぎては
ダメですよ。詰め込み過ぎると密飼い
になって、病原体との接触機会が
増えるだけではなく、ストレスで
免疫力が低下し、伝染病の発症の
リスクを高めてしまいます。適切な
飼養密度での飼養管理は伝染病の
感染拡大を防ぐことにつながります。

僕らもぎゅうぎゅうの部屋に
いると息苦しいし、ストレスになるか
らな。どのくらい広さが必要かな。



ゆったりした状態



過密状態



牛が横になったり、立ち上がった
りする場合、前後に体重をかけ、
前後に体を動かす必要があるため、十分な
スペースを確保することが必要ですよ。



1頭あたりの必要最小面積

体重(kg)	横臥時の必要最小面積(m ² /頭)
100	1.03
300	2.15
500	3.02

1頭あたりの横臥時の必要最小面積 (m²) = 0.047 × 体重 (kg)^{0.67}

乳用牛

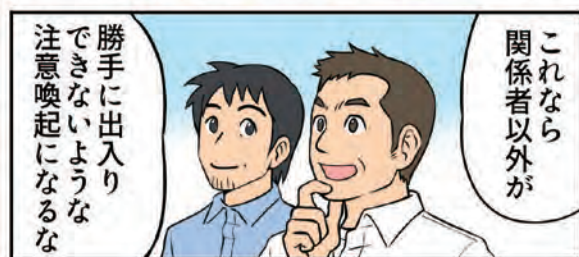
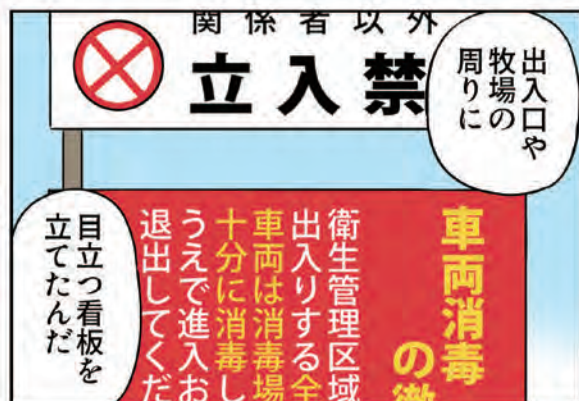
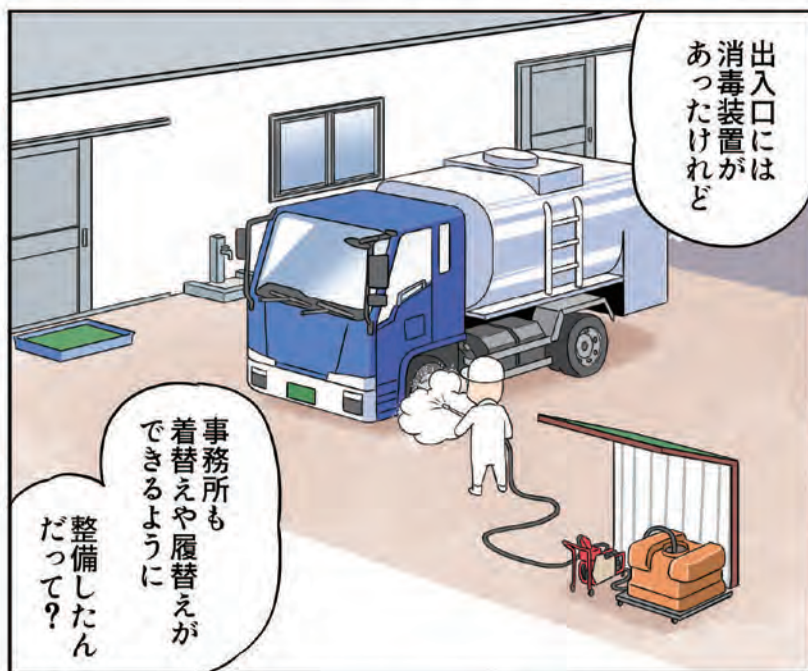
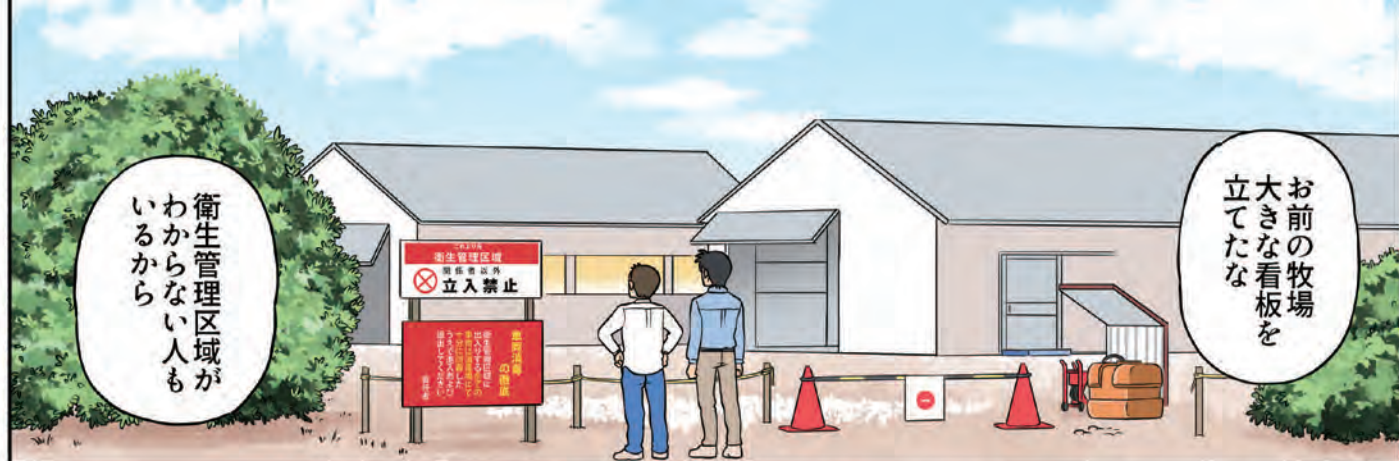


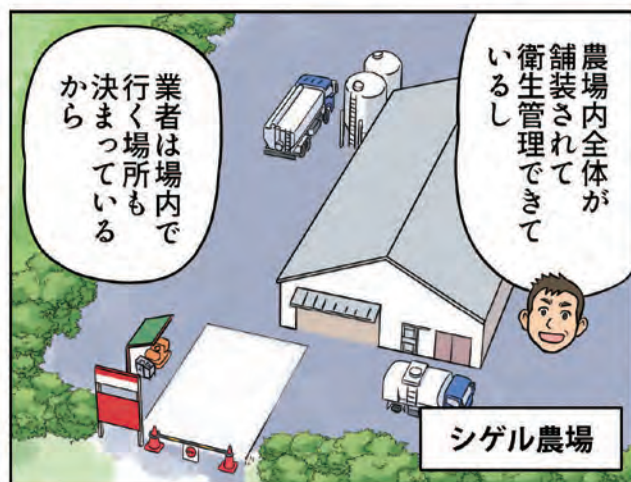
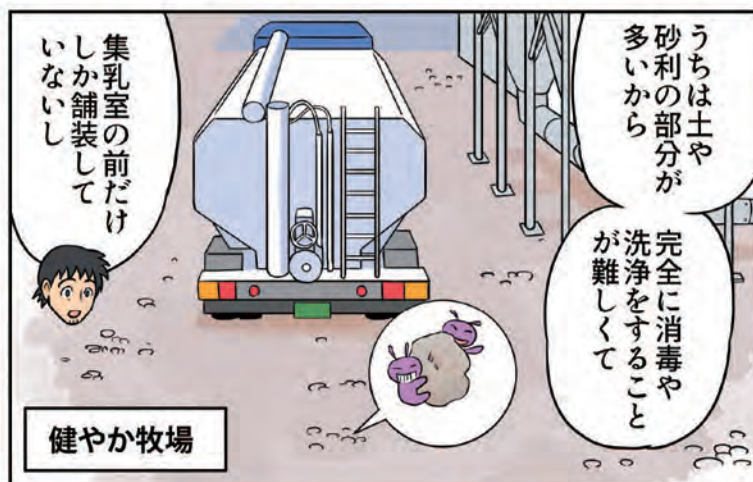
肉用牛



【出典】

・アニマルウェルフェアの考え方に対応した肉用牛の飼養管理指針
(第6版) 令和2年3月 公益社団法人畜産技術協会
・アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針
(第6版) 令和2年3月 公益社団法人畜産技術協会





人に関する事項

13

14

衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限・他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

13

衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域へ

入る人の管理は衛生管理の中でも特に重要です。

必要のない人が許可なく入ってしまったように、出入口の数を必要最小限にして、出入口付近に

近づく人が見えるように

「関係者以外立入禁止」の

看板などを設置することが必要ですね。



衛生管理区域

関係者以外
立入禁止

▲衛生管理区域への立入制限の看板

15

他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

人が病原体を侵入させる

リスクがあるから、当日に他の

農場や大臣指定地域に立ち入った人や、

過去一週間以内に海外から入国した人も

衛生管理区域へ立ち入らせないように

しましょう。家畜防疫員、担当の獣医師、

人工授精師、飼料運搬業者などが

やむを得ず立ち入る場合は、シャワーや

着替えなどの防疫措置が必要ですね。



15

衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

家畜が飼養されている

衛生管理区域内に区域外から病原体を

持ち込まないために、衛生管理区域の

入口付近に消毒設備を設置して、衛生

管理区域に入る全ての人に手指の洗浄、

消毒をしっかりとってもらいましょう。

専用の手袋を着用してもいいですね。



16

衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域内専用の衣服と

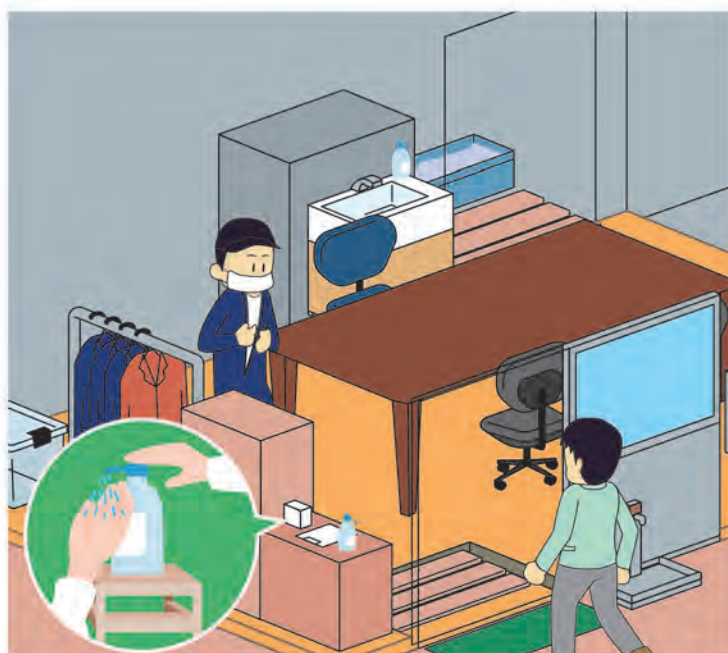
靴を設置して、衛生管理区域に入る

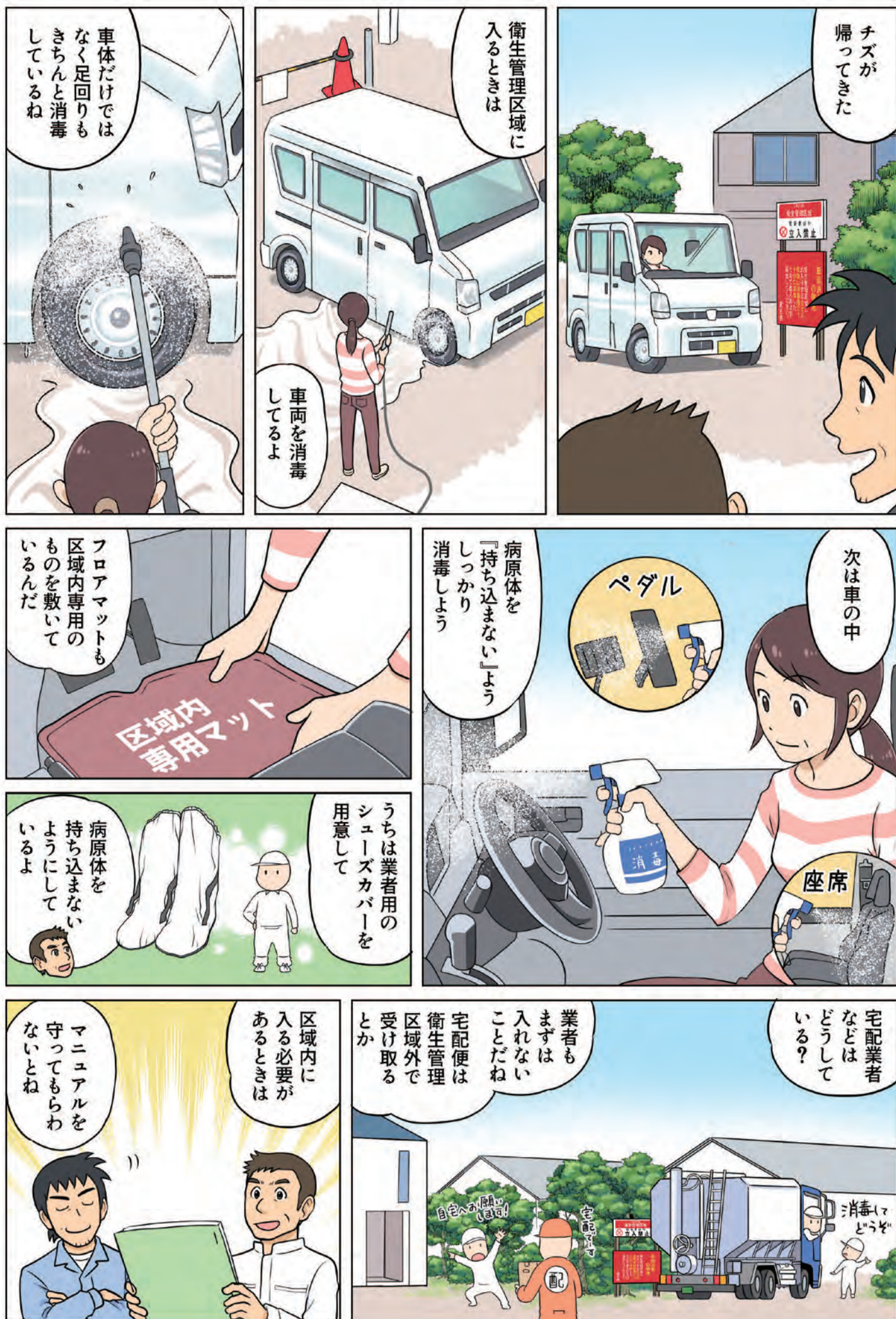
場合はしっかりと着用してもらいましょう。

衣服を着替える場所は、着脱前後の

衣服や靴が接触しないよう、すのこ等

で区域を分けて動線を区分しましょう。





物品に関する事項

17

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

車の出入りも基本的に
人と同じですよ！



衛生管理区域内に出入りするとき、
病原体を持ち込んだり、逆に
持ち出したりしないように、
出入りする車両には必ず消毒して
もらいましょう。また消毒の記録も
書いてもらいましょう。



注意点として動力噴霧器など
で車両から落とした泥や汚れの
上を、人や車両が通過して二次汚染
しないように、消毒場所は
コンクリートで舗装したり、側溝を
整備して洗い流せるようにするが、
泥や汚れに十分な量の消毒薬を
散布すること必要ですね。

衛生管理区域内で
車両から降りる際に気を付けること
はありますか？



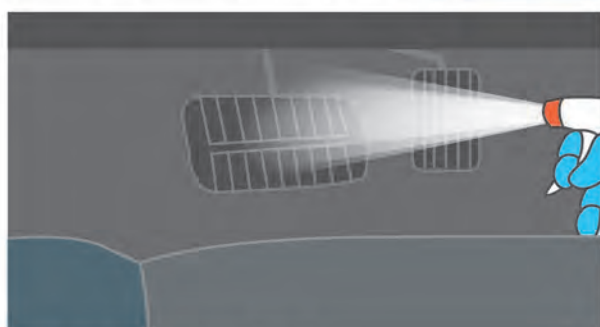
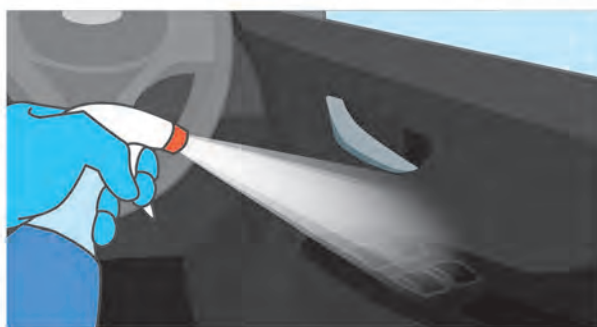
車内における交差汚染を
防ぐためにも、農場専用（洗いやすい
ゴム製のものなど）や使い捨ての
フロアマットを準備したり、車両の
ステップ、アクセルやブレーキペダル、
ハンドルなども消毒しましょう。



衛生管理区域内で
車両から降りる際に気を付けること
はありますか？



▲車両を消毒している様子



▲車内を消毒している様子

物品に関する事項

18

他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

18

他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係

施設で使用又は

使用したおそれがある

物品は基本的に

持ち込まない

ようにしましょう。

どうしても持ち込む

場合にはしっかり

洗浄や消毒をしてから

持ち込むことが

大切です。



なるほど！

気をつけよう！

消毒が必要な物品の例



物品に関する事項

19

20

19 海外で使用した衣服等を
衛生管理区域に持ち込む際の措置

フトシくんが海外旅行に
行ったって話してましたよね。
彼は旅行で使った衣類や靴で農場に
来ていませんよね。

農場に入るときは必ず着替えて
いるし、フトシは意識して海外用に靴を
新しく買ったから、農場には絶対履いて
こないけど。

どんな注意点がありますか？

帰国後一週間は衛生管理区域内に
入らないのはもちろんのこと、病原体を
持ち込むリスクを避けるために、過去
四カ月以内に海外で使用した衣服や靴を
衛生管理区域内に持ち込むではいけませんよ。
持ち込む場合は、衣服や靴を事前に洗浄や
消毒をしておく必要がありますからね。



環境中のウイルスの 生残期間

農研機構 動物衛生研究部門HPより転載

口蹄疫ウイルス	対象物	環境状況	生残期間
	豚肉	1~7℃	1日
	牛肉	4℃	3日
	堆肥(牛)	夏	7日
	敷料(ワラ等)		28日
	衣服, 靴	夏	63日
	牛肉	-20℃	90日
	衣服, 靴	冬	98日

海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置・飲用水の給与

20 飲用水の給与

うちは井戸水を利用しているけど、
消毒をして定期的に水質検査をやってるよ。

水の消毒はきちんと実施しましょう。

水道水のような飲用に適する水は

いいですが、沢水やため池の水は野生動物が

触れて病原体が入るリスクがありますからね。



給与水の種類と使用条件(例)

水道水

使用可

井戸水

年一回以上の水質検査により「飲用可」であることが理想的。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上の場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを推奨

沢水などの表面水

年一回の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを推奨

物品・家畜に関する事項

21

22

安全な資材の利用・家畜を導入する際の健康観察等

21 安全な資材の利用

健やか牧場では
サイレージを給与してますよね。



堆肥も有効活用できるので、
自分たちで作っています。



それはいいことですね。



でも、野生動物に荒らされた
農産物やふん便等の付着した資材を
家畜の飼料、敷料等として使用する
場合には、それらが病原体に
汚染されている可能性を考慮し、
不活化するまで一定期間使用を
控えたり、場合によっては
使用を中止したりすることも大事です。



分かりました。

いつ、どこで収穫されたものか
情報を記録しておくのもいいですよ。



チズさん、とても良い取組み

だと思います。わからないことがあれば
家保に相談してみるといいですよ。



22

家畜を導入する際の健康観察等

家畜を導入する場合には
導入元農場の衛生状態を確認して、
健康な家畜の導入を心がけましょう。
導入時に異状が無さそうだからと
いつて、導入後の健康観察をせず、
すぐに飼養中の牛と接触をできる
ようにしてはいけませんよ。

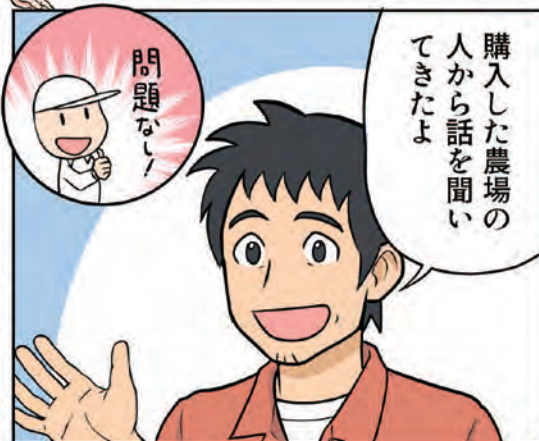
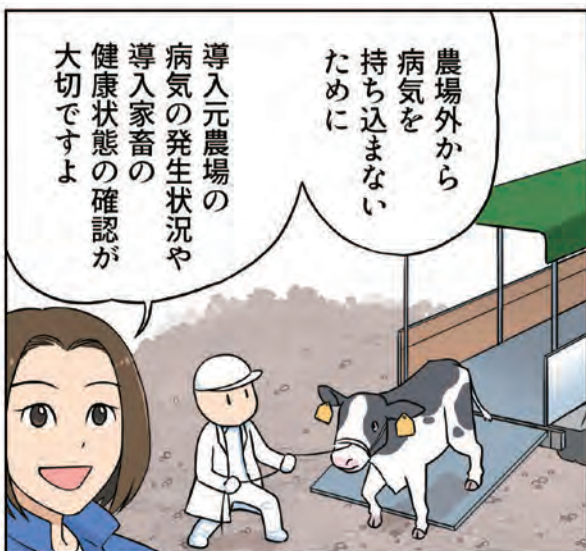


健康観察の際には、異状がないことを
確認するまでの一定期間、隔離牛舎等
で飼養し、他の牛と直接接触させない
ように注意しましょう。
健康観察の期間は、担当の獣医師や
家保の先生に相談してくださいね。



一定期間様子を観察して、
記録をつけています！

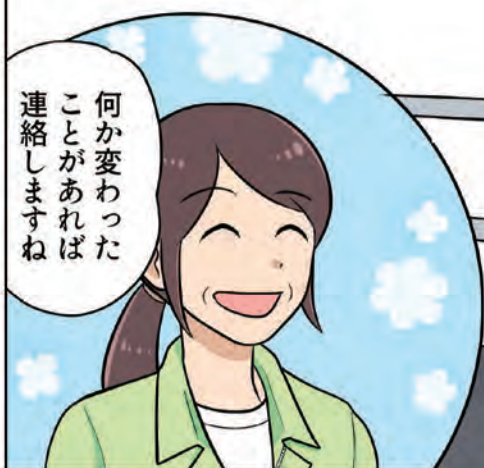


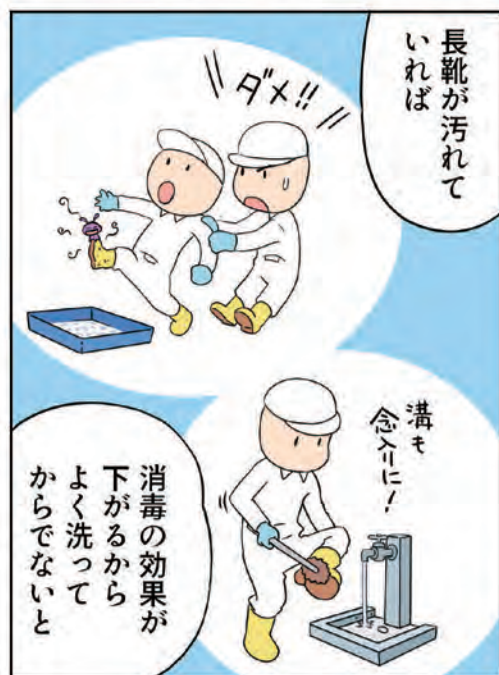
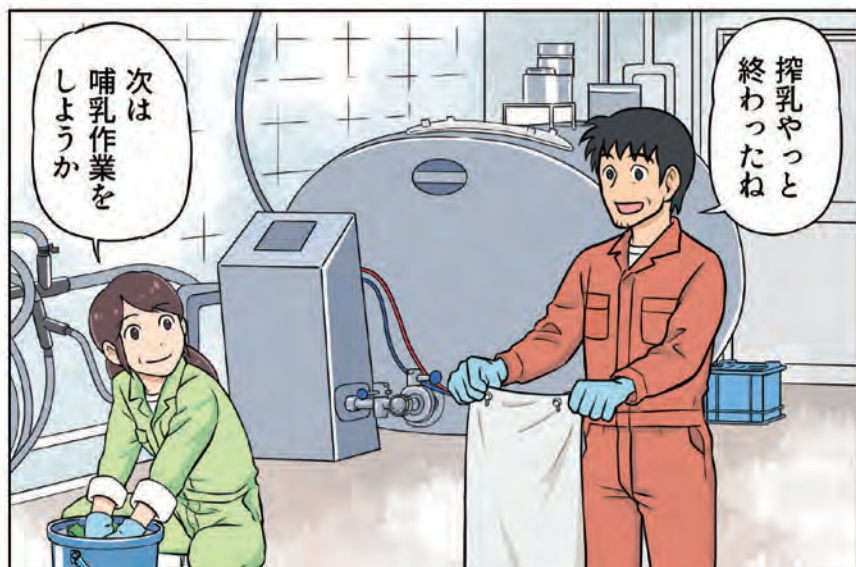
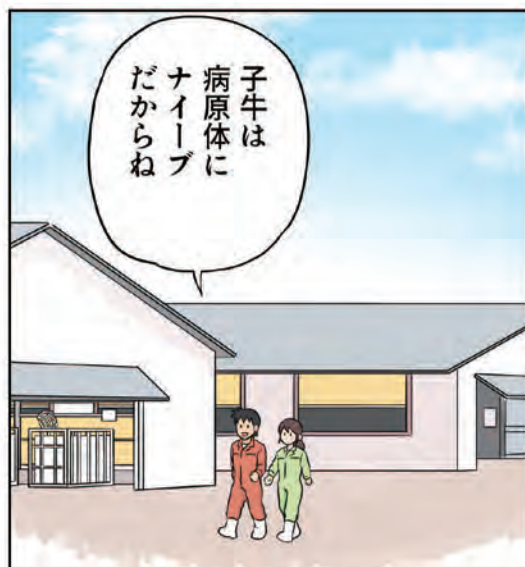


健康チェックのポイント



導入時にはチェックして記録しましょうね





人に関する事項

23

24

23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域内でも病原体が存在している可能性があることを前提に、判断・行動することが大切です。

例えば、畜舎に入る際も、手指を洗って

消毒するか、畜舎専用の手袋を着用しましょう。

手袋は新しいものやしっかり洗濯したものを使用しましょう。



消毒効果を十分に得るため、消毒の前に手を洗浄し汚れ(有機物等)を除去すること！

畜舎から出るときも忘れずにね。



24

24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒

畜舎では、

その畜舎専用の靴に

履き替えましょう。

でも、地面が舗装されて

いて移動前に十分に消毒

できている場所を通る

など、病原体の

汚染リスクがない状態で

の移動では衣服や靴の

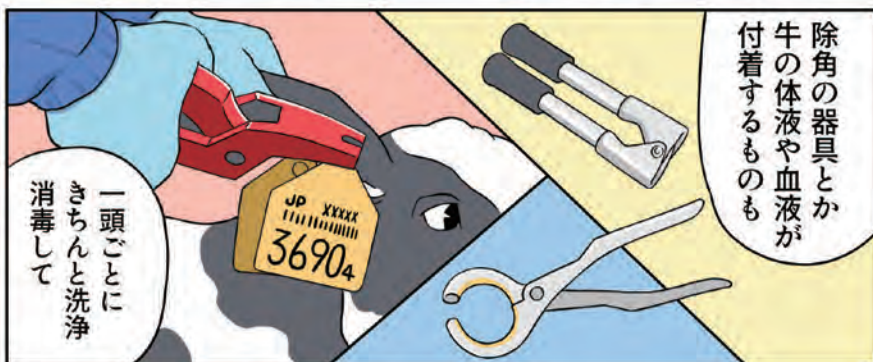
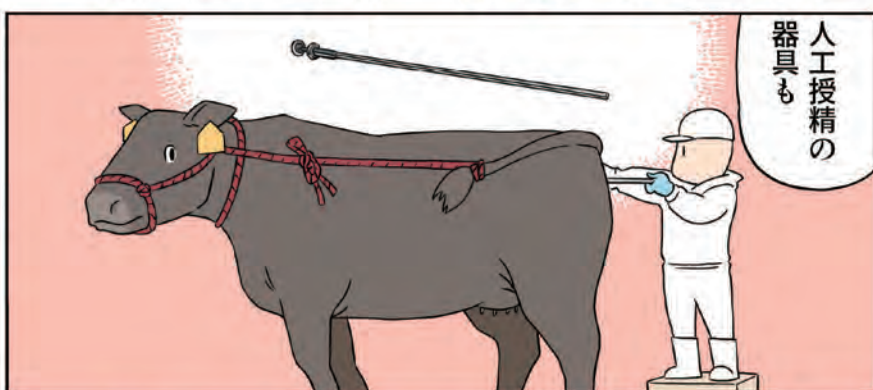
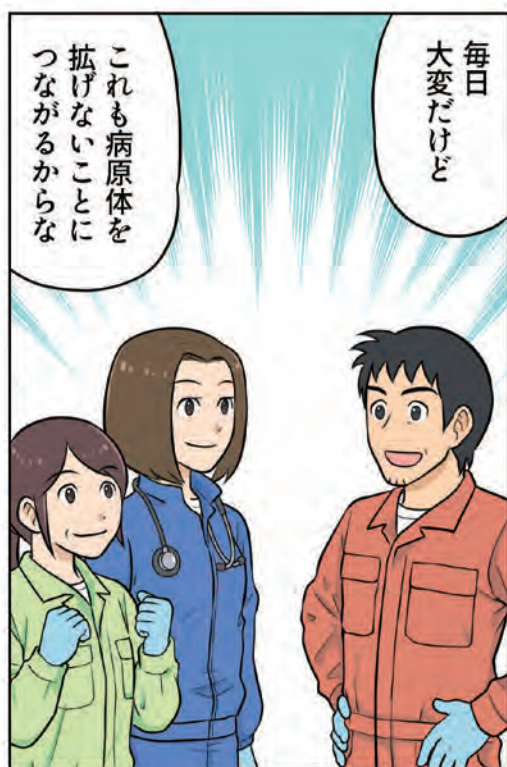
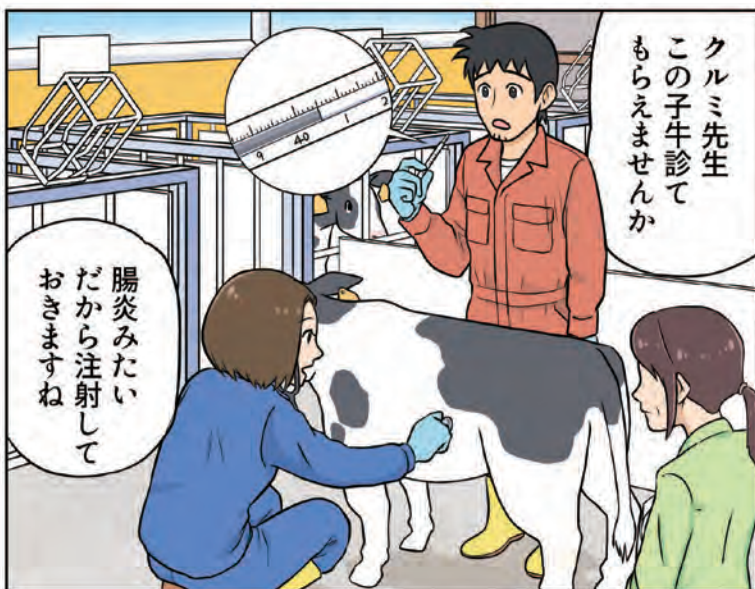
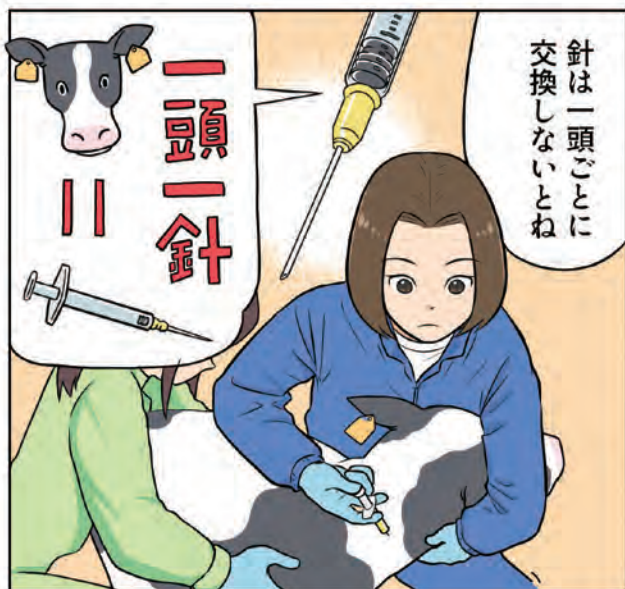
交換は不要ですよ。



畜舎に入る人に
対して専用の長靴を
用意しないといけませんね。



畜舎に立ち入る者の手指消毒等・畜舎の入口における靴の交換又は消毒



物品に関する事項

25

26

器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する

器具は、定期的に清掃又は消毒をする必要があります。

また、使用する注射針、

人工授精用器具、直腸検査

用手袋その他の物品に

ついては一頭ごとに

交換又は消毒する必要があります。

あります。

農場関係者ではない

畜産関係者等が使用する

場合であっても、

交換又は消毒を実施して

いなければなりません。



ようしきやう!



ようして
もらいます!



▲哺乳瓶の乳首



▲除角器



▲体温計



▲耳標装着器



▲人工授精用器具

器具の定期的な清掃又は消毒等・畜舎外での病原体による汚染防止

26

畜舎外での病原体による汚染防止

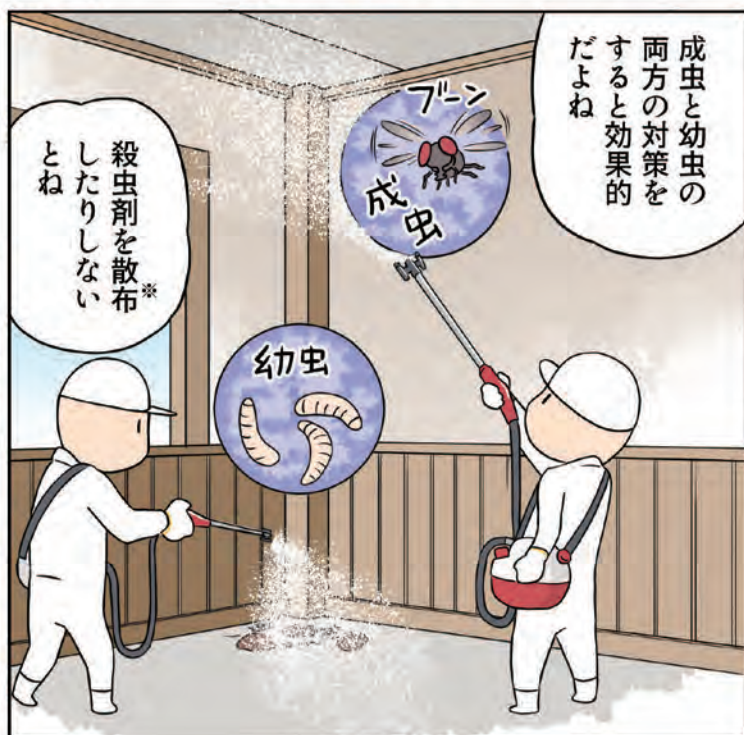
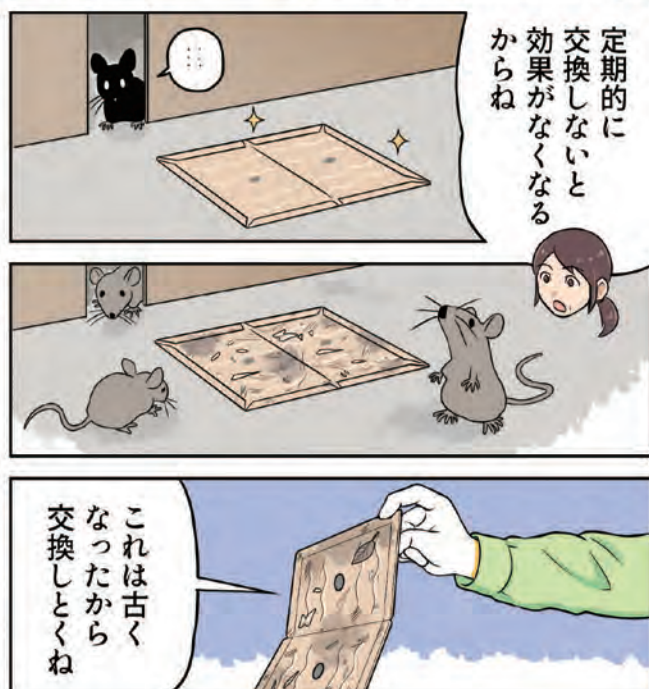
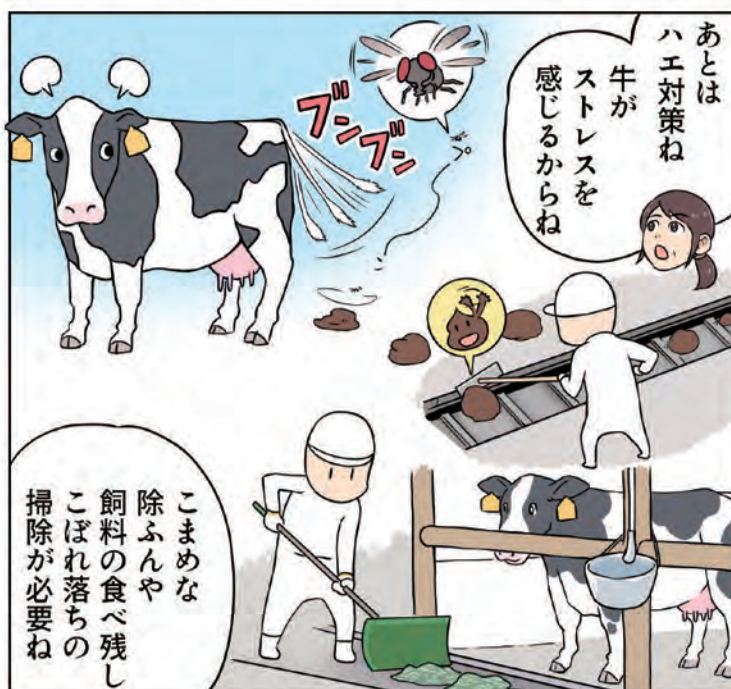
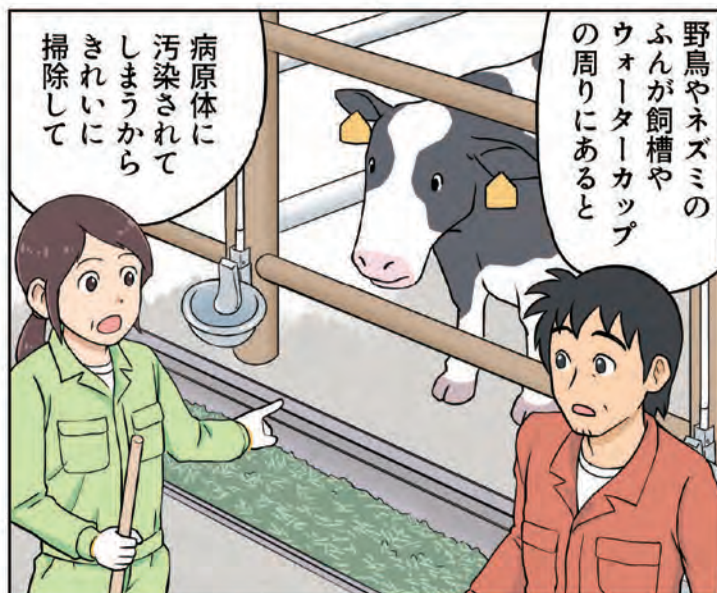
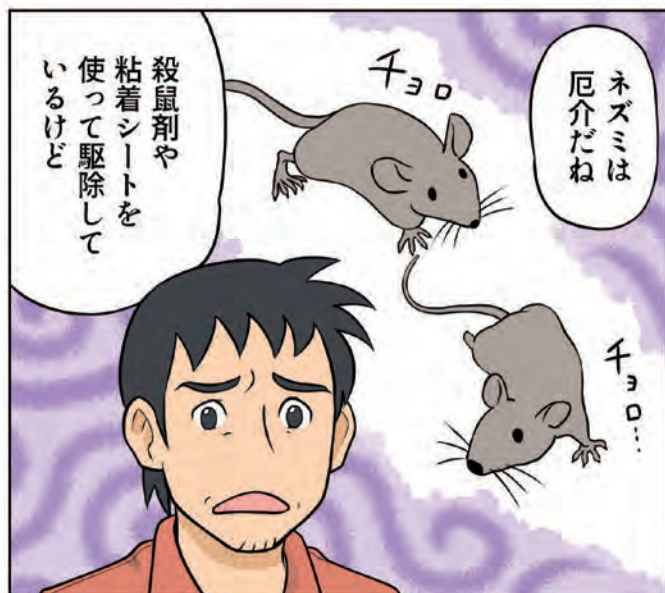
衛生管理区域内の

ものでも、不必要なものは畜舎に持ち込まないようにしないといけませんね。

衛生管理区域内で

あっても病原体が存在している可能性があるので、不必要な物品は持ち込まないようにしましょう。





※殺虫剤を散布するときは搾乳器具などにはかからないように注意してください。

野生動物に関する事項

27

野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

野鳥などの野生動物が病原体を衛生管理区域内に持ち込んだり、区域外に持ち出さないようにするため、死体の保管場所には野生動物の侵入を防止するための対策を行うことが大切です。死亡した家畜は処理までの間、ブルーシートを被せたりするなど、野生動物と接触しないように管理することが必要です。



28

給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

野生動物の排せつ物などが飼料や飲用水に混入すると、伝染病の発生に繋がるおそれがあるので、飼料や飲用水に左枠内のような対策を行うことが大切です。



29

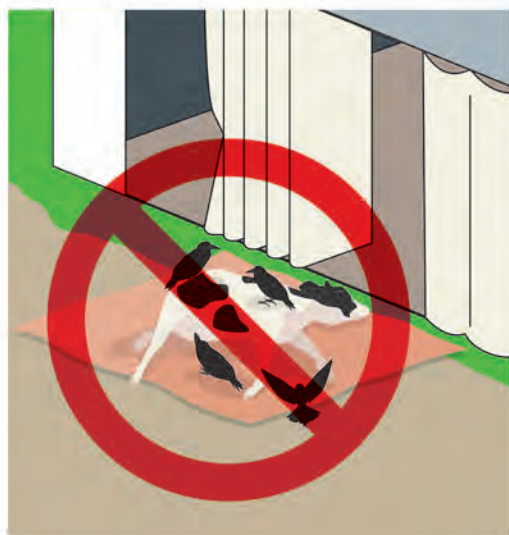
ねずみ及び害虫の駆除

ネズミ、ハエ等の害虫は様々な病原体を媒介します。

病原体の侵入リスクを減らすために、定期的に殺そ剤や殺虫剤の散布、粘着シートの設置等を繰り返して数を減らさないといけません。ハエ対策は駆除剤の散布、粘着シートの設置、牛舎周囲の草刈り、除ふんや残餌の清掃などが重要です。



野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管・給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止・ねずみ及び害虫の駆除



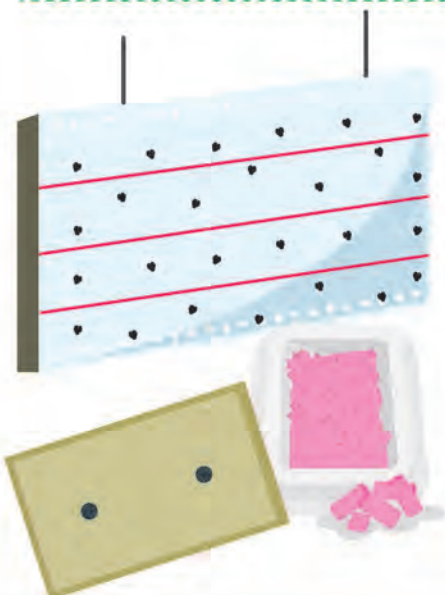
飲用水

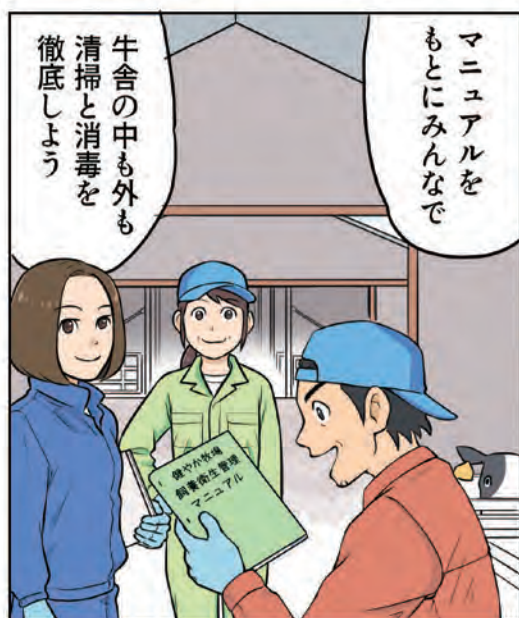
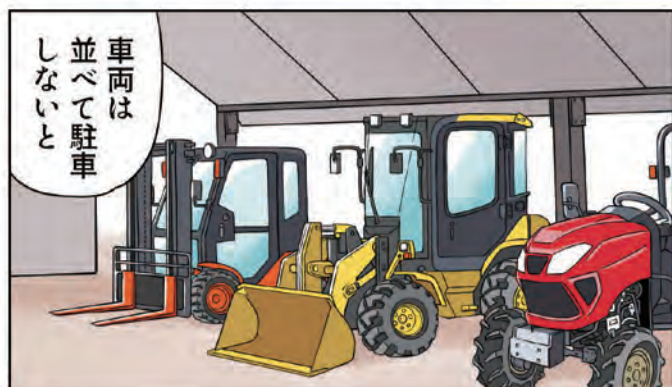
水道水以外の井戸水などを利用する場合には、飲用に適した水の場合であっても貯水施設に蓋を付けるなど異物混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップなどの給水設備を定期的に清掃。



飼料

飼料は蓋付き容器やタンクに貯蔵。畜舎の飼槽及び飼料保管場所などに、ネズミや野鳥などの対策を実施。飼槽は定期的に清掃。





飼養環境に関する事項

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内に

ネズミなどが侵入して区域内を動き回ると、病原体を拡散するリスクになりますね。

だから区域内は、ネズミなどの野生動物が隠れにくく、病原体が

残存しないようにするため、まずは不要な資材等の処分、除草及び

資機材の整理整頓をして、敷地を定期的に消毒する必要がありますよ。

除草や整理整頓をすることで、ネズミなどの小動物が身を隠せる場所が無くなるだけでなく、効果的な消毒も

しやすいになりますね。



30

31

31 畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎などの掃除は飼養衛生管理基準で何か決められているんですか？

畜舎や衛生管理区域内にある施設の掃除については、飼養衛生管理マニュアルに基づいて定期的に清掃及び消毒する

必要があるんですよ。

消毒効果を最大限に発揮させるために、誰がやっても同じ効果が出せるよう、

マニュアルで管理する必要があります。

飼料の食べ残しを掃除することは

野生動物を引き寄せてしまう要因を少なくすることに繋がるなど、清掃の意味って大きいですね。



衛生管理区域内の整理整頓及び消毒・畜舎等施設の清掃及び消毒



家畜に関する事項

32

毎日の健康観察

毎日の健康観察

毎日の健康観察が重要なことは分かるんだけど、具体的にどういった内容を観察すればいいんですか？



家畜に異状がないか



確認しましょう。健康観察では全ての家畜の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認し、個体ごとに健康状態、飼料摂取状況、体温など記録し、調子の悪い牛がいる場所や頭数、症状などを記録することが大切です。もし、異常な行動や症状を示したら、程度に応じて担当の獣医師への連絡や相談、家保への通報も必要です。

毎日の健康観察でチェックする事項

- ・ 個体ごとの状況
- （健康状態、飼料摂取状況、体温等）
- ・ 調子の悪い牛がいる場所、頭数、症状等

治療・投薬記録をまとめたカード作成例：治療・投薬記録（様式例）

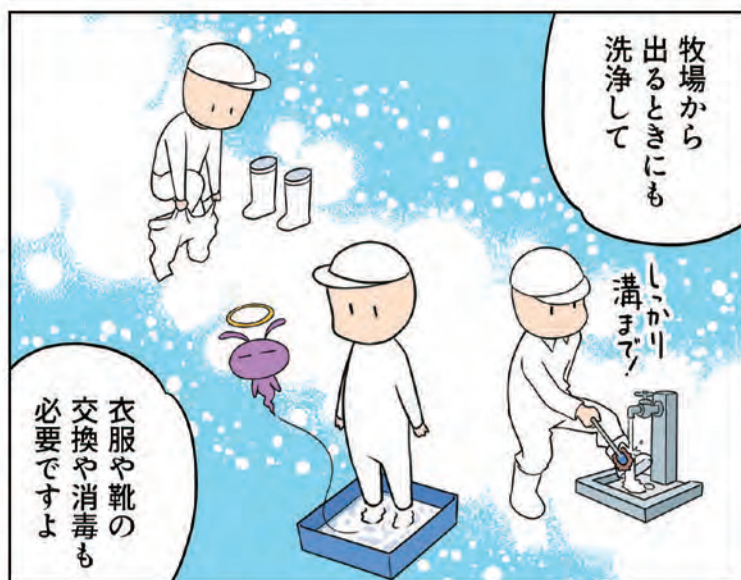
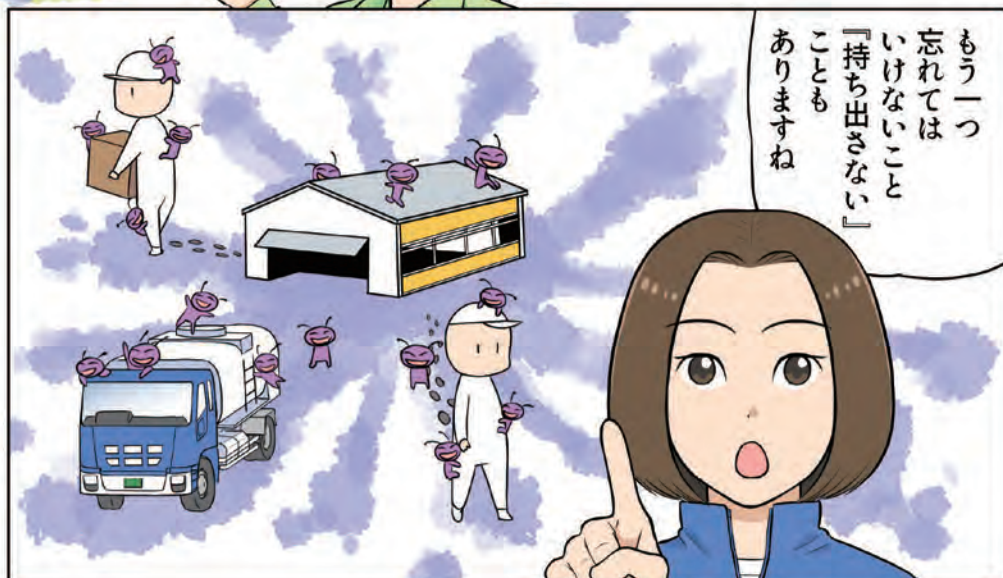
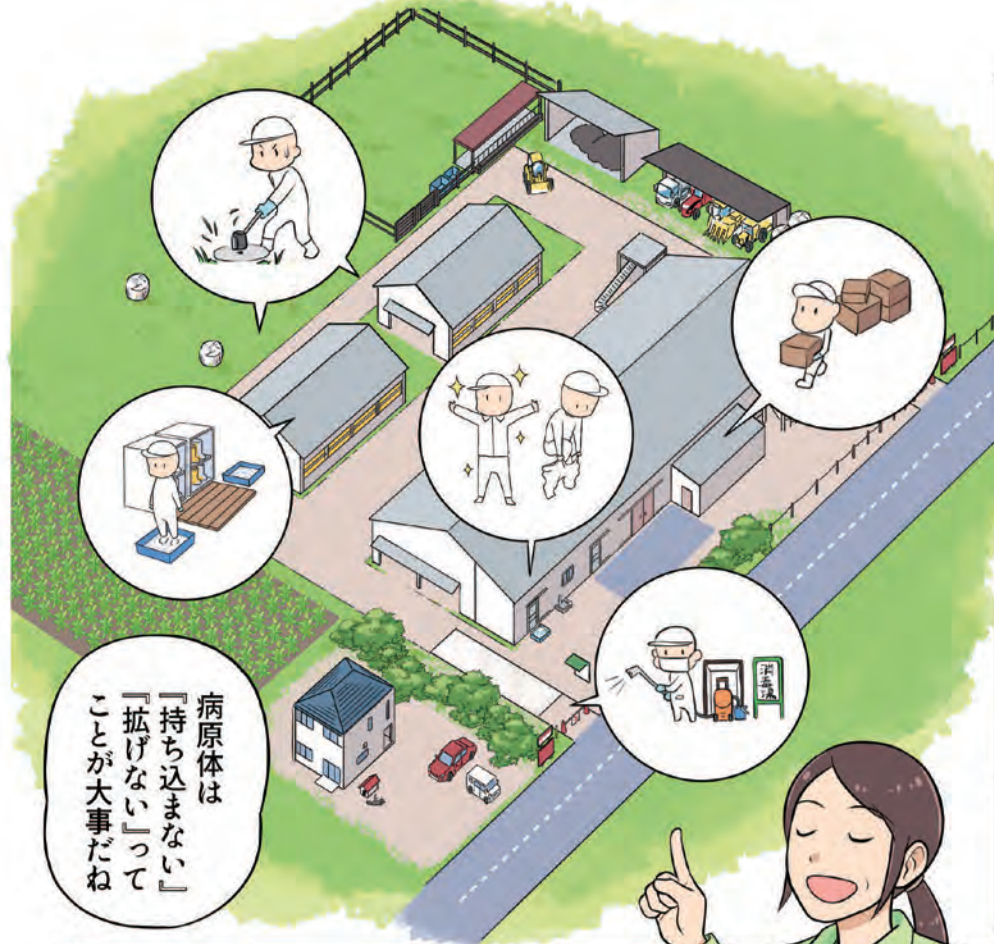
年 月 日

記入者：

牛舎	耳標	体温	食欲	症状 (下痢・呼吸・咳など)	治療 (薬品名・量・投薬経路)	指示内容

分娩カードの例：分娩管理記録（様式例）

母牛耳標No.	生年月日	分娩予定日
産次数	授精(移植)年月日	種雄牛名
ワクチン接種状況	ワクチン名	接種日
分娩月日	胎盤停滞 無 ・ 有	立会者
分娩状況 正常, 流・早産, 死産(特記事項)		
難産 無 ・ 有 (特記事項)		
子牛の性別 ♂ ♀	子牛生時体重 kg	子牛耳標No.
リッキング 無 ・ 有	母牛から授乳 無 ・ 有	特記事項
初乳の摂取 初乳 ・ 初乳製剤	分娩後	時間



人に関する事項

33

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

33

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

・病原体を持ち込まない

・区域内で拡げない

・区域外へ持ち出さない

病原体を持ち出さないためには、
衛生管理区域の出口付近での手指の
洗浄及び消毒が重要ですね。

衛生管理区域から
退出するときに**重要なこと**



衛生管理区域の出口付近に
消毒設備を設置すること



退出者には必ず消毒設備で
手指の消毒をしてもらうこと



衛生管理区域の入口と
出口は分けた方がいいんですか？



衛生管理区域の入口と

出口は別々に設ける必要は
ありませんし、同じ消毒設備で
構いませんよ。



衛生管理区域内で手袋を

着用する場合には、使用済みの
手袋は定期的に洗濯・消毒し、
使い捨ての場合は袋で密封して
処理しましょう。

出口では、手袋の外側に

付着した病原体が区域外に拡散
しないよう注意しましょう。
靴も出るときに洗浄・消毒して、
履き替えることを忘れないように。

しっかりと洗浄ね！



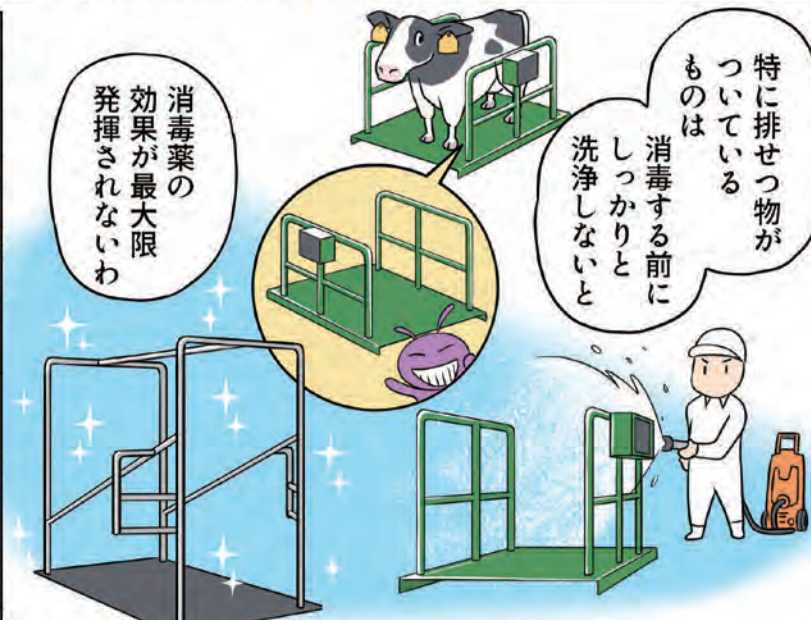
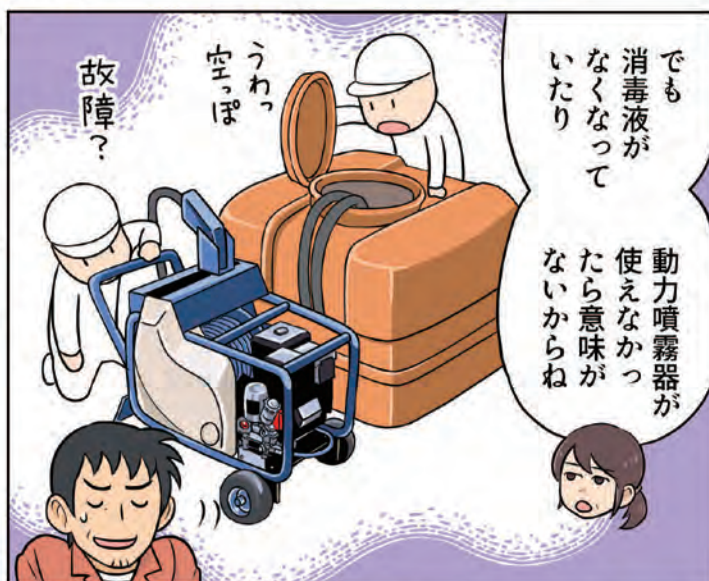
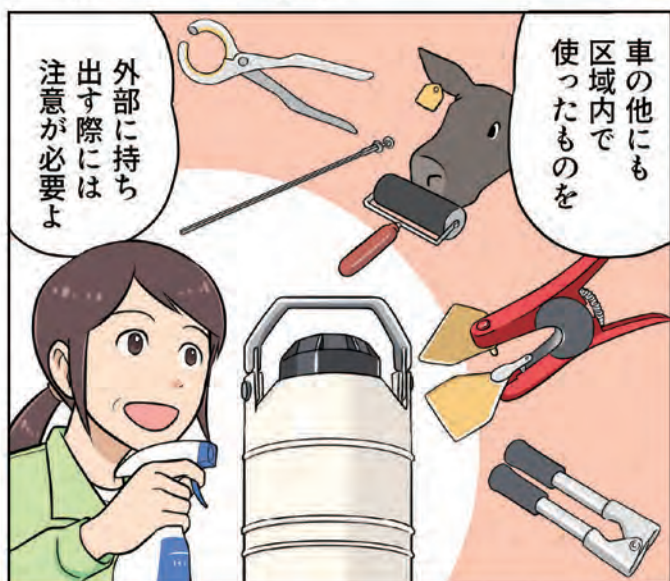
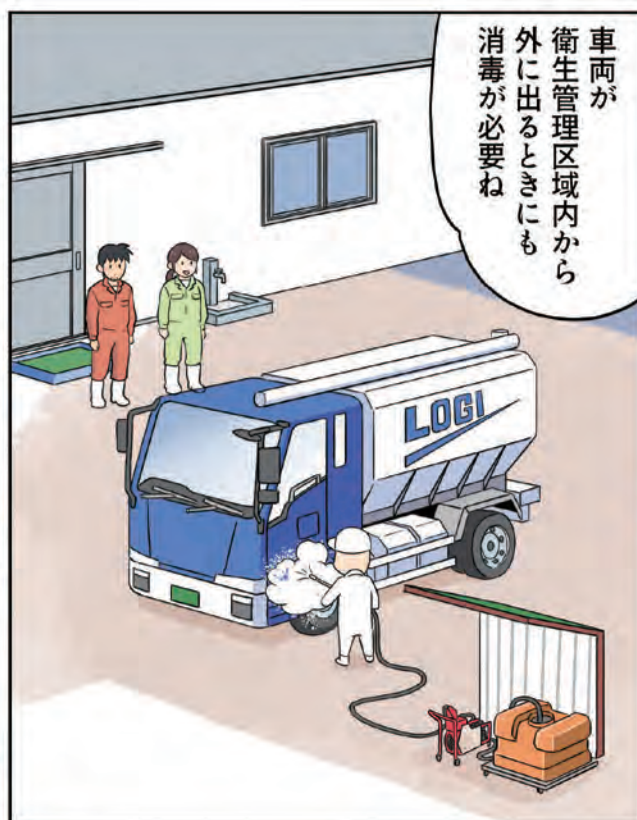
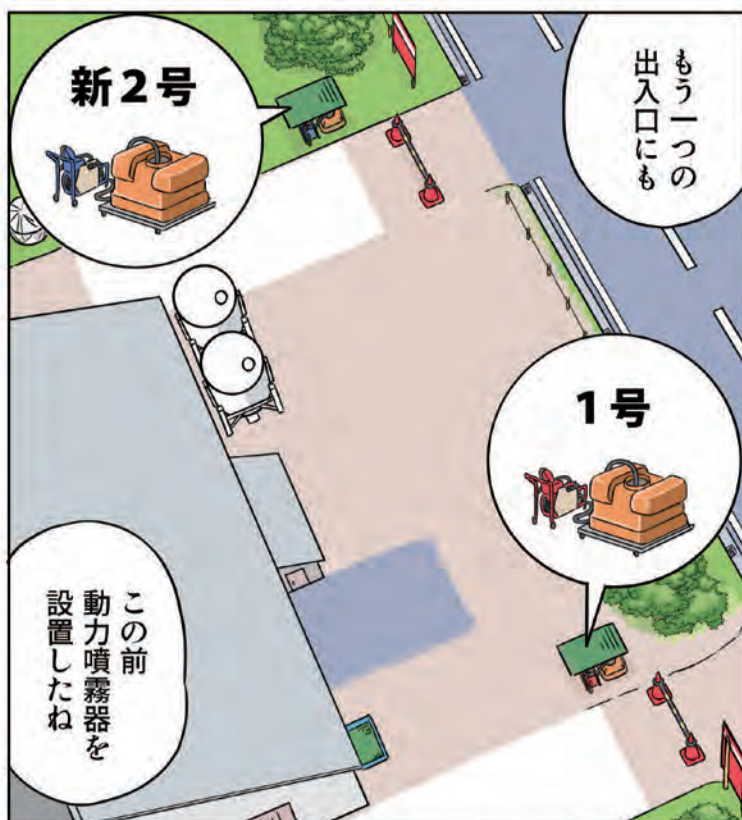
▲汚れが付着した
長靴をしっかりと洗浄



▲靴底までしっかりと
洗浄する



▲使用後の使い捨て
手袋はゴミ袋に入れる



物品に関する事項

34

衛生管理区域から
退出する車両の消毒

自分の農場に病原体を持ち込まないことも大事だけど、農場外に持ち出さないことも重要なので、農場に入るときと同様に出るときも車両を消毒しましょう。

車両の消毒には、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（長さは日常的に出入りする車両の長さの約二倍、その他十分な幅、適切な量の散布が必要。）など、それぞれの地理的状况に応じて適切な消毒設備を整備し、必ず車両消毒を実施することが大切なんです。



34

35

衛生管理区域から退出する車両の消毒・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

35

衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域内から物品を持ち出すときには、必ず消毒をするようにしましょう。

物品には何が含まれるのですか？

衛生管理区域内で使用した、病原体などが付着又は付着したおそれのあるもの全てですよ。

衛生管理区域内の工事で使用する工具など、家畜の飼養に直接関係しないものも含まれますね。

それぞれの素材に適した消毒方法で消毒するか、使い捨ての物は密封できる容器に入れて持ち出すようにしましょう。



不必要なものを衛生管理区域内に極力、持ち込まないようにしないとな。

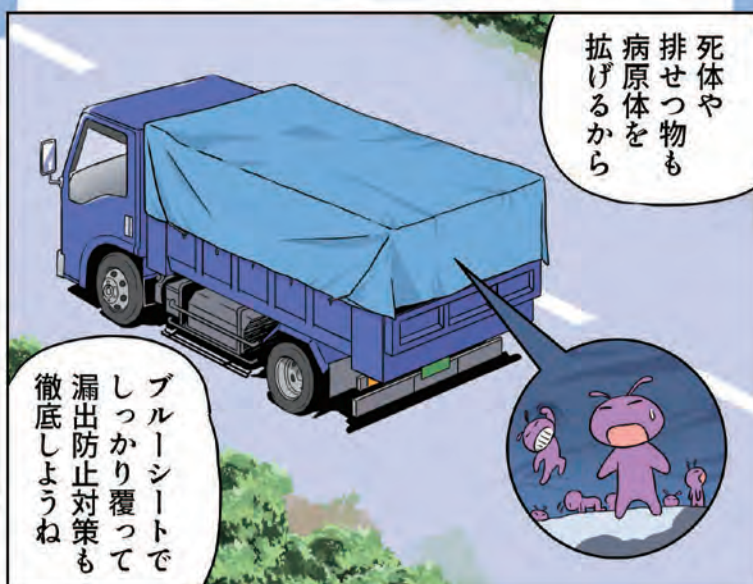
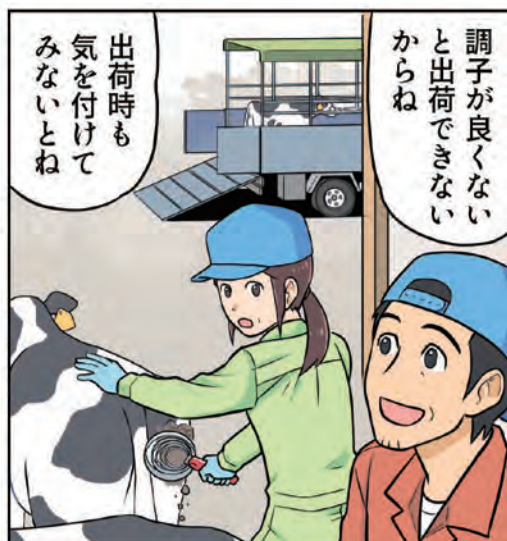
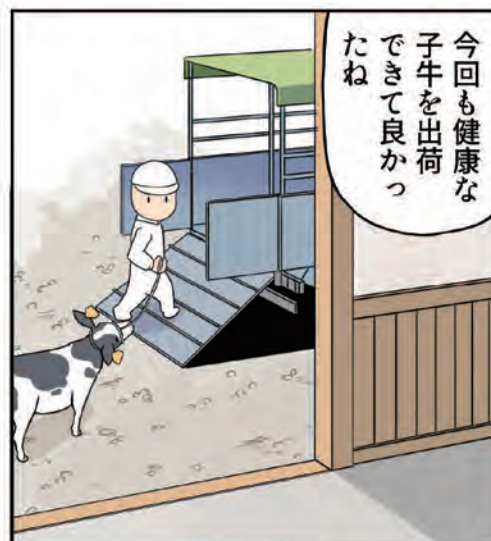


▲車両用消毒槽



▲消石灰の散布





家畜に関する事項

36

38

家畜の出荷又は移動時の健康観察・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

36 家畜の出荷又は移動時の健康観察

出荷時も家畜に



異状がないか健康状態をしっかりとチェックしましょう。家畜に異状がある状態で農場外に移動すれば、農場外へ病原体を拡げてしまうことになりそうですからね。家畜の死体又は排せつ物も、農場外へ移動させる場合は、ブルーシートなどで漏出防止策を行いましょう。もちろん、特定症状が出ていたら、出荷や移動をしてはいけませんよ。

こんな症状を確認したら、速やかに家畜保健衛生所に通報を！

通報及び出荷・移動の停止！

※死体、畜産物、排せつ物、衛生管理区域内の物品等も含まれます

通報！

口蹄疫【宮崎県から提供】



① 39・0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕

② 同一の畜房内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡

口蹄疫に関する情報

【農林水産省HP】
詳細はこちら



38

特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

特定症状がなければ大丈夫ですか？

特定症状以外の

場合でも、口蹄疫などの伝染病が疑われる異状や死亡する家畜が続けて

出れば、直ちに担当の

獣医師の診療が家保の指導を受けて、少なくとも

監視伝染病にかかっていないことが判明するまで

の間、農場から家畜等の移動は行わないように

しましょう。

異常な家畜を移動すれば、伝染病がまん延してしまう

おそれがあるから

注意しないといけません。



消毒薬について 各消毒薬の効果の違いを理解し、適切な濃度で使いましょう！

消毒薬のポイント

【参考：畜産分野の消毒ハンドブック（平成31年2月）
公益社団法人 中央畜産会】

- ・使用する前に、使用説明書をよく読みましょう。
- ・病原体によって効果のある消毒薬が異なるため、有効な消毒薬を選択しましょう。
- ・消毒対象によっては適さない消毒薬があるため、その特徴を確認しましょう。
- ・消毒薬の効果を十分に発揮するために、用法用量に従って適切な濃度に希釈して使用しましょう。
- ・ふん便などの有機物が残っていると、消毒薬の種類によっては、その効果が十分に発揮されません。
できるだけ事前の水洗等で消毒対象の汚れを落としてから使用しましょう。
- ・集乳車の消毒時には、消毒薬が集乳ホースやバルブに残留し集乳タンク内に混入することがないように 注意しましょう。
- ・寒冷期には、消毒薬の加温、凍結防止剤の使用等の対策が有効です。

注意

異なる消毒薬は水洗後に使用

牛舎の消毒などで、同じ場所に異なる消毒薬を使用する場合は、基本的に水洗や乾燥後に使用しましょう。

消毒薬はpHの影響を受けるものが多く、消毒薬が混ざると、場合によっては消毒効果が思うように得られなくなります。

（例1）酸性で効果低下…逆性石鹼、アルデヒド系など

（例2）アルカリ性で効果低下…塩素系、ヨウ素系、過酢酸、オルソ剤など

また、塩素系消毒薬がヨウ素系・過酢酸などの消毒薬と混ざった場合、塩素ガスの発生などのおそれもあるため注意しましょう。

注意

消石灰は濡らして使用

消石灰は液体と混ざる事で消毒効果を発揮します。

消石灰の粉を踏込消毒槽として使用する場合は、事前に

踏込消毒槽等で長靴を濡らしておくなどの対応をしましょう。

また、畜舎周囲の消毒など野外に散布して使用する場合には、消毒効果の発揮まで時間がかかります。

消毒効果を保ち続けるため、頻繁に撒きなおしましょう。

※消石灰は液体と混ざりアルカリ性となるため、踏込消毒槽通過後に消石灰散布面を歩く場合は、アルカリ性でも効果が低下しない逆性石鹼などを踏込消毒槽に使用しましょう。



↑ 詳細はこちら

		消毒薬の種類							
		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰石灰乳
病原体の種類 △○…効果有 ×…効果無	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(膜有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(膜無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
消毒対象 △○…適用 ×…不適 △○…状況・消毒薬種類により不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など ウイルス(膜有) --- RSウイルス、牛伝染性鼻気管炎(IBR)ウイルスなど
 芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など ウイルス(膜無) --- 口蹄疫ウイルス、ロタウイルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休業期間が発生するおそれがあるため、使用にあたっては販売業者や獣医師に相談しましょう

消毒液原液量 (mℓ)		水(ℓ)			
		2	10	100	500
消毒液の希釈倍率(倍)	100	20	100	1000	5000
	500	4	20	200	1000
	1000	2	10	100	500
	2000	1	5	50	250

表を参考に、作りたい消毒液の希釈倍率と水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。

消毒液の作成方法



消毒のために準備するもの

用語集

■飼養衛生管理基準

家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理の方法に關し遵守すべき基準のこと。

■衛生管理区域

家畜を飼養する畜舎、放牧地、家畜に直接接触する物品の保管場所、飼料タンク、飼料保管庫、給餌場所、堆肥舎、死体保管庫、家畜に触れた者が消毒や衣服、長靴の交換などを行わずに行動する範囲を全て網羅した区域のこと。

■飼養衛生管理者

衛生管理区域ごとに選任された、飼養衛生管理の責任者のこと。家畜の所有者自ら管理者となることも可能。

■飼養衛生管理マニュアル

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に關する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 - (9) 農場における防疫のための更衣
 - (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に關する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
- 全10項目を、家畜保健衛生所や担当の獣医師等の専門家の意見を反映させて作成したマニュアルのこと。
- ※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板を設置するなどして、従業員や外部事業者に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。

■衛生管理記録

衛生管理記録は、以下の事項を網羅しており、少なくとも1年間保管すること。

- (1) 当該農場の従事者以外が衛生管理区域に立ち入る場合には、次の項目について記録をすること。

「氏名」「住所又は所属」「年月日」「目的」「消毒の実施の有無（人と車両について記載

すること。消毒台帳は衛生管理区域の出入口に設置し記録すること。」「過去1週間以内の海外での滞在歴」「滞在した全ての国又は地域の名称」「その国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無」

※観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称を記録すること。

- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日を記録すること。

- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日を記録

すること。

(5)飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無を記録すること。異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師

による診療結果及び投薬その他の処置の状況を併せて記録すること。

(6)家畜保健衛生所、担当の獣医師等からの当該農場への指導の内容を記録すること。

■監視伝染病

家畜伝染病予防法に定められた、28疾病の家畜伝染病と71疾病の届出伝染病の総称。

■伝染病

感染症のこと。家畜の伝染性疾病全てを指す。

■病原体

細菌、ウイルス、寄生虫などのこと。

■家保

都道府県に設置された、家畜保健衛生所の略称。

■家畜防疫員

主に家畜保健衛生所に勤務している、都道府県知事に任命された都道府県の獣医師等のこと。家畜の伝染性疾病の検査

や飼養衛生管理基準の遵守指導等の業務を通じて、畜産の振興、食の安全安心に貢献している。

■担当の獣医師

農場ごとに定められた、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている獣医師のこと。

■特定症状

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のこと。

■大臣指定地域

野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染していることが確認されているなど、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合に、農林水産大臣が指定する地域のこと。

■埋却地

家畜伝染病予防法の規定に基づく、家畜の死体の埋却用として供する土地のこと。家畜の所有者は、その土地を確保することが必要。

■化製処理施設

牛・馬・豚・めん羊及び山羊の死体などを処理する施設のこと。

■まん延、伝播

伝染病が地域、農場間で拡がること。病原体が家畜へ感染して拡がること。

■機械的伝播

野鳥などが、体に付着した病原体を運び、周囲に拡げていくこと。

■自給飼料

主にコーンサイレージ、グラスサイレージ及び乾牧草など。堆肥を利用することができ、資源循環型農業の代表的なもの。

■有機物

生物に由来する炭素原子(C)を含む化合物。動物のふんや体液、肉など。

■二次汚染

病原体に汚染された手指、長靴、泥、牛などを介して、他の人、物や場所が病原体に汚染されること。

怖い伝染病から
私たちを守ってね！





公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2
第2ディーアイシービル9F
TEL.03-6206-0835